

岩手県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成28年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 盛岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画下水道事業盛岡公共下水道
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 平成7年岩手県告示第1113号、平成9年岩手県告示第328号、平成12年岩手県告示第589号、平成14年岩手県告示第339号、平成15年岩手県告示第949号、平成18年岩手県告示第1087号、平成19年岩手県告示第151号、平成20年岩手県告示第239号、平成21年岩手県告示第926号及び平成25年岩手県告示第264号の事業地のうち盛岡市三本柳11地割を削る。
  - (2) 使用の部分 平成7年岩手県告示第1113号、平成9年岩手県告示第328号、平成12年岩手県告示第589号、平成14年岩手県告示第339号、平成15年岩手県告示第949号、平成18年岩手県告示第1087号、平成19年岩手県告示第151号、平成20年岩手県告示第239号、平成21年岩手県告示第926号及び平成25年岩手県告示第264号の事業地に盛岡市盛岡駅西通二丁目を加える。
- 4 事業施行期間 昭和28年4月1日から平成30年3月31日まで